

第3期 伊佐市子ども・子育て支援事業計画 概要版

第3期伊佐市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画策定の趣旨・背景

全国的に少子化が進む中、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。また、近年、こどもの貧困や児童虐待、不登校、ヤングケアラーなどの問題が深刻化しています。

このような状況の中、一人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会を実現するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度に開始した「子ども・子育て支援新制度」では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に充実されることが求められています。

「子ども・子育て支援法」では、すべての市町村に「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられたことから、本市においても、平成27年3月に「安心して生み、子育てができるまちづくり」を基本理念とする「伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって子ども・子育て支援施策の推進を図ってきました。

このたび、「第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、本市の実情や国・県の動向等を踏まえ、各計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的かつ積極的に推進するため、「第3期伊佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き切れ目のない子ども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

2 計画の法的根拠と位置付け

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、「次世代育成支援対策推進法」における「市町村行動計画」の内容を含む、本市における子ども・子育てに関する指針等を定める計画です。本市のまちづくりの指針である「伊佐市総合振興計画」に対する、子ども・子育てに関する分野別計画として位置付けられるものです。

なお、第2期計画に含まれていた「新・放課後子ども総合プラン」は、令和6年3月をもって終了となりましたが、今後も引き続き計画的に放課後児童対策を推進することとしています。

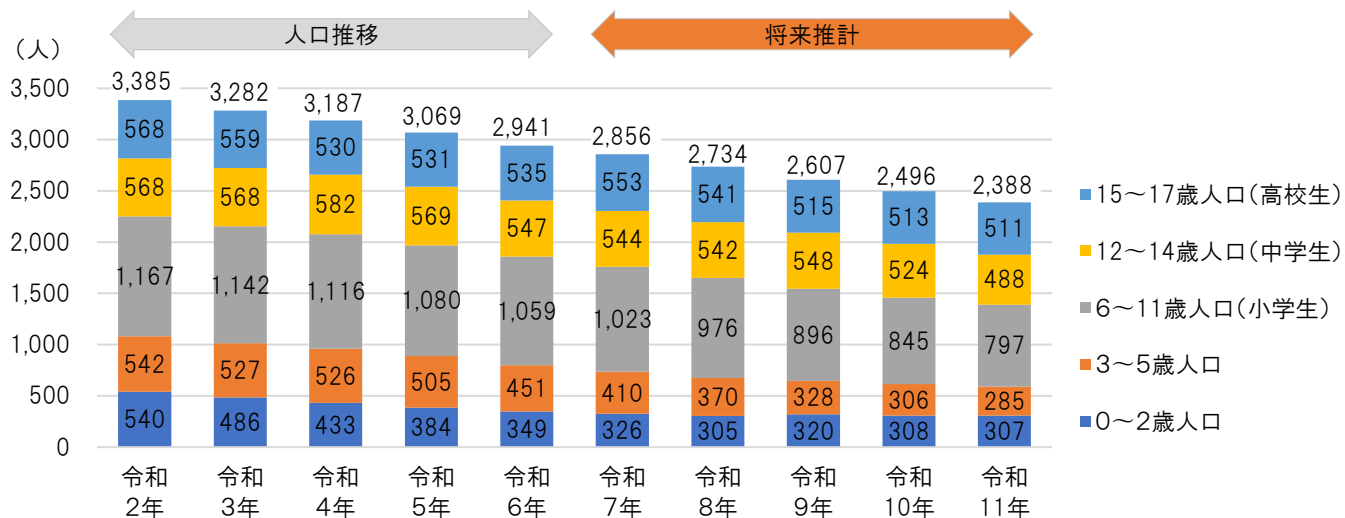
3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

伊佐市を取り巻く状況

1 児童数の推移と将来推計

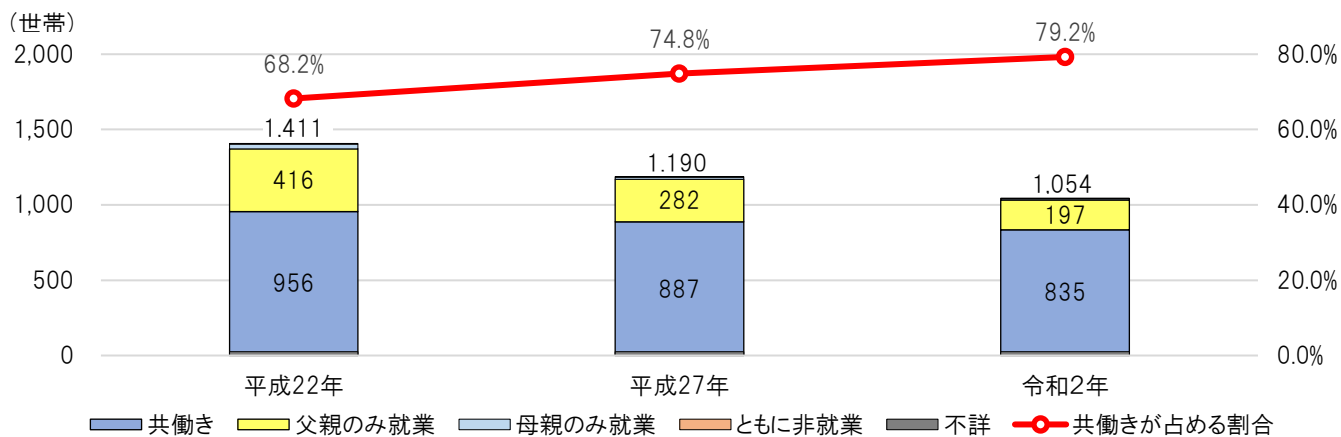
本市の児童数(18歳未満人口)は減少傾向で推移しており、令和6年では2,941人となっています。今後も減少傾向が続き、令和11年には2,388人まで減少することが予測されています。



出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は伊佐市独自推計。
数値は各年4月1日現在

2 共働き世帯の状況

本市の夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯数は、減少傾向にあるものの、共働き世帯が占める割合は、上昇傾向にあります。



出典：総務省「国勢調査」

3 幼児教育・保育施設等の状況

・ 保育園、認定こども園、幼稚園

	区分	箇所数（か所）	利用定員（人）	利用児童数（人）	充足率
認可保育所	保育	2	90	74	82.22%
認定こども園 （幼保連携型）	教育	9	90	65	72.22%
	保育	9	485	411	84.74%
認定こども園 （保育所型）	教育	3	15	2	13.33%
	保育	3	125	111	88.80%
幼稚園	教育	1	30	5	16.67%
合計	教育	13	135	72	53.33%
	保育	14	700	596	85.14%

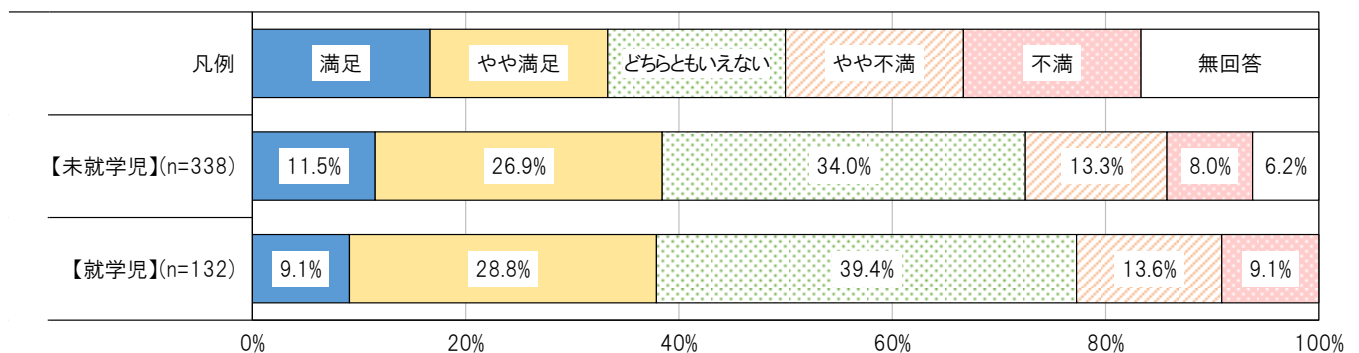
・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	箇所数（か所）	利用定員（人）	利用児童数（人）	充足率
放課後児童クラブ	13	514	394	76.65%

出典：認可保育所・認定こども園・幼稚園の定員と認可保育所の利用児童数　こども課調べ　令和6年5月1日現在
 認定こども園・幼稚園の利用児童数　学校基本調査　令和6年5月1日現在
 放課後児童クラブの定員と利用児童数　こども課調べ　令和6年4月1日現在
 充足率は定員に対する利用児童数の割合

4 子育て環境や支援に対する保護者の満足度

保護者を対象に実施した調査における「子育て環境や支援に対する満足度」について、「満足」または「やや満足」と回答した割合が、「不満」または「やや不満」と回答した割合を上回っていますが、「不満」または「やや不満」と回答した割合が2割を超えていることから、さらなる子育て環境の整備や支援の充実が求められていると考えられます。



出典：伊佐市子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果

基本理念

本市のまちづくりの指針である「第2次伊佐市総合振興計画」の考え方を踏まえ、第2期計画の基本理念を継承します

安心して生み、子育てができるまちづくり

事業計画

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

対象	事業内容	今後の対応
1号認定及び 2号認定 (教育ニーズ)	児童の年齢が3～5歳かつ幼稚園や認定こども園の利用を希望される方に対し、教育サービスを提供します。	1号認定と2号認定(教育ニーズ)は、認定こども園及び幼稚園にて対応します。 保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。
2号認定 (保育ニーズ)	児童の年齢が3～5歳かつ保護者の就労や病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方に対し、保育サービスを提供します。	2号認定は、原則、保育所及び認定こども園にて対応します。 保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。
3号認定	児童の年齢が0～2歳かつ保護者の就労や病気等の理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園等の利用を希望される方に対し、保育サービスを提供します。	3号認定は、保育所及び認定こども園にて対応します。 保護者のニーズに対応する提供体制は確保できています。



2

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業内容	今後の対応
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。	乳児家庭全戸訪問事業や母子健康手帳交付の機会を利用し、ハイリスク妊婦を早期に把握し、関係機関と連携しながら早期支援につなげます。こども家庭センターより身近な相談の場として、大口子育て支援センターと菱刈子育て支援センターに地域子育て相談支援機関を設置します。 また、特に支援の必要なこどもや家庭に対しては、関係機関でケース検討会議を行い、支援の方法及び対応方針について検討し、サポートプランを策定し支援します。
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。	施設の老朽化の著しい大口子育て支援センターの施設整備を行うことで安全な環境を提供し、引き続き2か所の子育て支援センターで、ニーズに対応できる提供体制を確保していきます。
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	現在の提供体制により、確保できる見込みです。 母子健康手帳交付時に受診票を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図る等、医療機関受診を促進します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	現在の提供体制により、量の見込みに対応できるものと考えています。今後も早期から適切な育児支援が受けられるように継続して実施します。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助等を行う事業です。	母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業をはじめとした健診事業等で把握している情報から、特に支援が必要な家庭への提供体制確保のため、育児不安の解消や養育技術を迅速に提供できる支援者の育成、訪問体制の構築に努めます。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員等の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	現在のところ、本事業の活用はありませんが、今後、必要に応じて活用します。
子育て短期支援事業	一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業です。 保護者がこどもと共に入所・利用が可能となり、こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用が可能となりました。	現在の提供体制により、確保できる見込みです。今後も事業の周知に努めながら実施します。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	事業の更なる周知とセンター機能の強化に努め、量の見込みに対応できる提供体制の確保を図ります。
一時預かり事業 （預かり保育）	幼稚園の在園児を対象に、幼稚園における通常の教育時間外に幼稚園内で園児を保育する事業です。	現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

事業名	事業内容	今後の対応
一時預かり事業 (預かり保育)以外	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 子育て負担を軽減する目的での利用が可能となりました。	現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。	現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。
病児保育事業	病気にかかっている児童や病気から回復しつつある児童を医療機関や保育所等に付設された専用スペースなどで一時的に預かる事業です。	提供体制を維持し、事業の周知を図ります。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	共働き世帯の増加などにより、利用者の増加が予想されますが、現行の実施状況で対応できる見込みです。放課後児童クラブの運営基準の順守はもとより、支援中の事故等が無いように努めます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	国の基準に応じ助成を実施していきます。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。	特別な支援が必要なこどもに対する支援としては、これまでどおり、「伊佐市すこやか保育事業」において対応します。
子育て世帯訪問支援事業 (訪問による生活の支援)	訪問支援員が要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等、支援を要するヤングケアラーを訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	他の訪問及び相談事業、また、学校からの情報を参考に支援を必要とする家庭や児童の早期の把握に努め、提供体制の計画的な整備を進めます。
児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)	養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を整え、児童や保護者への相談支援等を行う事業です。	本事業の利用が望ましい児童については、教育委員会・学校等の関係部局と連携し、スクールソーシャルワーカーや教員等からの情報を参考に早期の把握に努めます。
親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。	本市では、令和5年度から医療機関に委託してペアレントトレーニングを実施しています。 乳幼児期の支援としては、子育て支援センターでBP(親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!")やNP(Nobody's Perfect)プログラムを実施し、親子の絆づくりやそれぞれにあった子育ての仕方などの学びの機会をつくります。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して、面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	子育て支援センターで実施します。 事業は、出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、既に本市においても実施している事業を制度化したものであることから、面談回数については、国の基準による3回を基本として設定します。

事業名	事業内容	今後の対応
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等において、保育所等に入所していない0歳6か月から3歳未満のこどもに、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、こどもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	本市では、令和8年度より実施予定で計画しています。
産後ケア事業	退院後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。	産後ケアを必要とする産婦及び乳児に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施します。支援を必要とする全ての方が利用できるようにするために、計画的に提供体制に努めます。

3 その他、本市が実施する取り組み

以下の各項目を推進することにより、「安心して生み、子育てができるまちづくり」の実現を目指します。

① 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ◆遊びや教育を通じて、全てのこどもが楽しく質の高い学びを受けることができるよう、「いさ型架け橋カリキュラム」の実践等をととして、幼保こ小の関係者と連携し取組の推進を図ります。
- ◆多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった幼児期の教育・保育の一体的提供を推進します。
- ◆発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するために、保育教諭や保育士等の研修等の充実を図ります。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

③ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

- ◆職場への復帰が希望に応じて円滑に行われるよう提供体制の確保に努めていきます。
- ◆保護者と接するあらゆる機会を活用した保護者に対する情報提供・必要に応じた相談支援に努めます。

④ こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の展開

- ◆児童虐待防止対策の充実を図ります。

主な取組 ・伊佐市要保護児童対策地域協議会の設置 ・教育相談員の充実	・家庭児童相談員の配置と児童相談の充実 ・スクールカウンセラーの配置
--	---
- ◆母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進を図ります。

主な取組 ・相談体制の充実 ・ひとり親家庭の就業促進 ・母子生活支援施設への入所の実施	・経済的支援の充実 ・養育費の確保支援
--	--
- ◆障害児施策の充実等を図ります。

主な取組 ・乳幼児健診・相談の実施 ・在宅福祉サービスの推進 ・多様性を尊重する環境の整備	・早期気づき・早期支援の充実 ・子育て支援センター事業の充実
--	---

⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進を図ります。

主な取組 ・男女平等意識の啓発	・男性の家事参加促進のための啓発
--	--
- ◆仕事と子育ての両立のための基盤整備を図ります。

主な取組 ・保育等サービス及び放課後児童健全育成事業の充実
--

⑥ こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、各種法律や社会情勢を踏まえつつ、地域の状況に応じた施策の策定と実施

主な取組

- ・教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・経済的支援

⑦ こども未来戦略「加速化プラン」において実施する具体的な施策

◆ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化を図ります。

主な取組

- ・児童手当の抜本的拡充
- ・妊婦のための支援給付
- ・妊婦等包括相談支援事業の創設

◆全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を図ります。

◆共働き・共育での推進を図ります。

推進体制

1 計画の周知

本計画の推進にあたっては、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が必要であることから、その内容について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページ等の様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

2 関係機関等との連携・協働

こども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、教育・保健・医療・商工等、多岐の分野にわたっています。

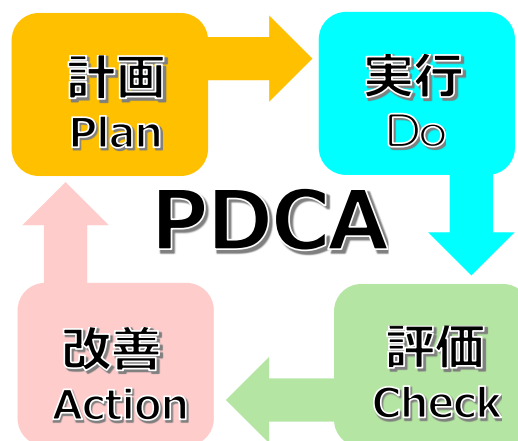
このため、施設関係者、民生委員・児童委員、関係機関等と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進捗管理

本計画（Plan）に基づく施策を着実に展開（Do）するためには、計画の進捗状況を継続的に検証・評価（Check）し、その結果を踏まえて計画の改善（Act）を図っていく、いわゆる PDCA サイクルによる適切な進捗管理が重要です。

このため、「伊佐市子ども・子育て会議」の意見を求めながら、定期的に計画の進捗状況の検証・評価を行うこととし、適時、施策の見直しを行っていきます。



編集・発行 伊佐市役所 こども課

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

TEL (0995) 23-1311 (代表)

FAX (0995) 22-5035

※本概要版は令和7年3月時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。